

「読書のまち・かわさき」

子ども読書活動推進計画

～ 知識・感動・好奇心 ～

子どもの豊かな心を育むために

平成16年4月

川崎市教育委員会

「読書のまち・かわさき」事業推進委員会

はじめに

子ども・読書……これからの「読書のまち・かわさき」

第1章 川崎市の読書活動推進の基本方針

1	子どもの読書環境の整備と充実	1
2	家庭における読書活動の推進	1
3	地域における読書活動の推進	2
4	学校における読書活動の推進	2
5	「かわさき読書の日」の制定	2
6	読書活動推進体制の整備	3
7	計画期間	3

第2章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

1	家庭における子どもの読書活動の推進	3
	(1) 家庭における子どもの読書活動の推進と具体的方策	
2	地域における子どもの読書活動の推進と具体的方策	4
	(1) 市立図書館における子どもの読書活動の推進と具体的方策	
	ア 施設・設備・図書館資料等の充実	
	イ おはなし会・展示会など各種行事の開催	
	ウ 子どもへの選書支援	
	エ 専門的職員の配置・ボランティア活動支援	
	オ 学校との連携	
	カ 関係機関・団体等との連携・協力	
	キ 外国人の子どもや帰国児童生徒、障害のある子ども等の読書活動への支援	
	ク 県立図書館や県内公立図書館との連携	
	(2) 子育て支援にかかわる施設等における子どもの読書活動の推進と具体的方策	
	(3) 市民ボランティアや民間団体等における子どもの読書活動の推進と具体的方策	
	(4) 「かわさき読書の日」を中心とした子どもの読書活動の推進と具体的方策	
	ア 啓発イベント等の開催	

イ	優れた取組の奨励	
ウ	かわさき読書週間の設定	
3	学校における子どもの読書活動の推進	8
(1)	子どもの読書習慣の確立と読書指導の充実	
(2)	学校図書館の役割と整備・充実	
ア	施設・設備の充実	
イ	図書館資料等の計画整備・充実	
ウ	司書教諭・図書館コーディネーター・図書ボランティア による読書活動の推進	
エ	図書委員会等における児童生徒の活動の活性化	
オ	学校図書館ガイドブックの活用	
カ	学校図書館の有効活用	
(3)	幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進	
ア	保護者等との交流	
イ	中学生・高校生等との交流	
ウ	図書資料の充実	
(4)	障害のある子どもや外国人の子ども等の読書活動への支援	
(5)	P T A など学校関係者への支援	
4	啓発広報活動の推進	12
(1)	「子どもの読書の日」と「かわさき読書の日」を中心とした啓発 広報の推進	
(2)	「読書のまち・かわさき」通信による継続的な啓発広報の推進	
(3)	さまざまな啓発広報	

第3章 川崎市における子どもの読書活動の推進体制

1	子ども読書活動連絡協議会の設置	13
2	市立図書館と学校図書館との連携会議	
・	「読書のまち・かわさき」子どもの読書活動推進計画 イメージ図	14
・	「読書のまち・かわさき」事業の経過	15
・	「読書のまち・かわさき」事業要項	16
・	「読書のまち・かわさき」事業推進委員会設置要項	17
・	「読書のまち・かわさき」事業推進委員名簿(平成15年度)	18

【資料】 ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律

はじめに

子ども・読書……これからの「読書のまち・かわさき」

わたしたち大人は、子どもの成長に大きな責任を担っています。子どもたち一人一人が、健全に、自分らしく生きていくために、よりよい環境をつくっていかねばなりません。その一つに、読書環境があるのです。

乳幼児期に本を読み聞かせることは、親や家族の愛情を注ぐということではないでしょうか。子どもは、自分に読み聞かせてくれる人の声や体温、そして表情やしぐさを通して、自分を温かく見守ってくれる人の愛情を豊かに感じとるに違いありません。

やがて、自分の興味や関心のある本を選び、本の中のさまざまな人々やできごととの出会いや発見を通じ、ときどきわくわくした気持ちなどを味わったりするでしょう。さらに、新しい知識を学ぶことを通して、将来の夢や希望に心を躍らせるなどの知的な喜びを感じとったりすることもあるでしょう。このように読書活動には、子どもの成長に欠くことのできない重要なはたらきがあるのです。

川崎市では、2000年（平成12年）の子ども読書年を契機に「読書のまち・かわさき」事業を立ち上げ、当時の国立国会図書館国際子ども図書館長の亀田邦子さんによる「国際子ども図書館のめざすもの」と題した講演会及び「今、子どもに、なぜ読書なのか」をテーマに、子どもの読書とかかわりを持つ人々を招いてのシンポジウムを開催し、子どもの読書活動推進の一步を踏み出しました。

これまでも、川崎市では様々なボランティアの方々に読書活動に関する取組をしていただいていたのですが、「読書のまち・かわさき」事業を契機として、小学校や中学校では保護者やボランティアの方々のご協力をいただきながら、朝の読書活動や本の読み聞かせなど、子どもの読書活動推進のための取組がより一層展開されるようになりました。

また、学校と市立図書館との連携に関する要綱も作成され、学校と社会教育の連携による子どもの読書活動の推進が新しい展開を見せ始め、2002年（平成14年）には市立図書館と学校図書館との連携が具体的に動き始めました。

国では、2001年（平成13年）12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立し、同年12月に公布、施行されました。さらに、2002年（平成14年）8月、同法に基づき読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。

また、神奈川県では2004年（平成16年）1月に「かながわ 読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」が策定され子どもの読書活動推進の方向性が示されました。

川崎市においても、学校図書館の活性化を中心とした「読書のまち・かわさき」事業をさらに発展させるため、乳幼児を始めとして18歳以下の子どもを対象にした読書活動推進に向けて動き始めます。

第1章 川崎市の読書活動推進の基本方針

これまでの「読書のまち・かわさき」事業経過を踏まえ、川崎らしい読書活動推進にかかわる施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として「読書のまち・かわさき」子ども読書活動推進計画を策定します。

1 子どもの読書環境の整備と充実

子どもの読書習慣を形成するには、子どもの読書活動の意義や重要性について、市民の理解と関心を深めるとともに、乳幼児期から読書に親しめるような環境作りに配慮することが必要です。

そのため、家庭・地域・学校において、子どものさまざまな読書活動を推進するために施設・設備・広報等の環境整備・充実に努めます。

また、川崎市では「神奈川県青少年保護育成条例」に基づき有害図書への対応をしていますが、今後も市民や関係部局と連携し、よりよい読書環境の整備に努めてまいります。

2 家庭における読書活動の推進

子どもが成人になるまでの生活の基盤として、家庭の果たす役割は重要です。親子のふれあいやさまざまな体験、言葉かけ、読み聞かせ、親子で一緒に本を読むなど、子どもの出会いの一步は家庭における人と本との出会いといってもよいでしょう。

近年、テレビやコンピュータを始めとして、さまざまな情報機器が家庭に入ってきました。大人でさえ、これらの情報機器に左右されがちで、本を読まないという状況が生まれ始めています。これからの情報化社会に生きるわたしたちは、このような情報機器を上手に活用していくことが求められています。

しかし、まず子どもたちには、機械から送られてくる言葉ではなく、身近にいる大人の生きた言葉によって、言葉を育て、未知のものに対する興味や関心を育てていくことが大切です。家庭における読書活動は、子どもの育ちに大きな役割を果たすという意識をもち、読書活動に取り組むことが望まれます。

3 地域における読書活動の推進

地域には、市立図書館や市民館、保育園や幼稚園、こども文化センターなど、子どもたちを育てるさまざまな施設があります。また、子ども会などの多種多様な子どもたちのためのグループ活動も取り組まれています。

このような施設やグループにおける特長ある活動は、子どもの健全な育ちに大きな役割を果たしています。子どもが読書に興味を持つためには、子どもたちに向け読書の楽しみを知る機会を数多く作ることが必要です。そのためには、図書館や市民館及び子ども会などのグループ活動において、子どもが読書活動に触れる機会を取り入れることが大切です。

さらに、市内の書店との連携を図りながら、読書活動への啓発にも取り組んでいきます。

4 学校における読書活動の推進

学校における読書活動は、国語などの各教科等の学習活動を通して、展開されてきています。これらの活動が子どもの読書習慣の形成に大きな役割を担っていることは言うまでもありません。

特に、学校においては意図的、計画的な読書活動の指導が可能であり、子どもの主体的、意欲的な読書習慣の形成推進に果たす学校の役割に期待が高まっています。

また、地域の様々な読書活動との連携を図りながら、開かれた学校図書館を目指します。

5 「かわさき読書の日」の制定

子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、4月23日は「子どもの読書活動の推進に関する法律」で「子ども読書の日」として制定されています。

川崎市ではさらに、「読書のまち・かわさき」事業の一層の充実発展を図り、家庭・地域・学校が一体となった川崎らしい読書活動推進事業を進めるため、11月の第1日曜日を「かわさき読書の日」として制定し、特色ある事業推進を積極的に進めていきます。

6 読書活動推進体制の整備

読書活動を積極的に進めるには、家庭・地域・学校の特性に応じた取組が必要です。それぞれの場での創意工夫に満ちた読書活動が求められてきます。しかし、それぞれが単独で行っていただけでは、十分な読書活動の展開が望めません。川崎に生きる子どもたちの現状を踏まえながら、読書にかかわる施設や人の連携を図り、事業を開催するなど、広い視野に立った読書活動の推進が求められてきます。そこで、家庭・地域・学校の子どもの読書活動にかかわる関係施設や人が集まり、子どもの読書活動にかかわる諸課題について協議を行う「子ども読書活動連絡協議会」を設置します。

7 計画期間

この計画の期間を2004年度（平成16年度）からのおおむね5年間とし、「かわさき教育プラン」（2004年度策定予定）と連携しながら、この計画を進めます。

第2章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

推進計画の基本的な方針に基づき、子どもの読書活動の具体的な方策を示し、家庭・地域・学校とのかかわりを図りながら、取組を進めていきます。

1 家庭における子どもの読書活動の推進

（1）家庭における子どもの読書活動の推進と具体的方策

家庭における読書（読み聞かせ）は親子の大切なふれあいの一つであり、各家庭への広がりを支援していく中で、読書の習慣化を図るための活動を充実します。

具体的には、幼児教育センター、子育て広場、子育て支援センター、幼稚園、保育園、保健福祉センター（旧保健所）など、乳幼児の教育を担う場において、子どもの読書活動の理解と関心の促進を図るため、保護者に対して読み聞かせの研修会の開催や読書に関する相談活動、資料の作成及び配布に取り組んでいきます。

さらに、地域家庭文庫等との連携を深め、各地域での子育ての場における読書環境の整備を図っていきます。

2 地域における子どもの読書活動の推進と具体的方策

(1) 市立図書館における子どもの読書活動の推進と具体的方策

図書館は、豊富な図書資料の中から自分の読みたい本を自由に選択し、読書の楽しさと喜びを知ることができる場所であり、必要な情報を調べたり、知識を得たりすることのできる場所でもあります。また、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。そのため、魅力的な資料の収集や行事を行い、来館する子どもや保護者に対するサービスだけでなく、市立図書館を利用していない子どもや利用できない子ども、保護者にも広く読書の楽しさや情報を伝えていく機会を提供していくことが大切です。

また、乳幼児への図書館サービスは子どもの読書習慣を形成する基礎になるものであり、子育て支援の一つです。子育て支援事業と連携協力しながら、一層充実していく必要があります。

さらに地域に居住する外国人の子どもや帰国児童生徒等へのサービスを充実するため、外国語資料の収集を進め読書活動を支援します。また、障害のある子どもへのサービスとして、必要な資料（布の絵本、大型活字本等）を収集、提供し、子どもの読書環境を整備していくことが必要です。

ア 施設・設備・図書館資料等の充実

現在、市立図書館では、児童コーナーを設けて子どもに対するサービスを行っていますが、乳幼児から青少年まで魅力的な子どもの本の充実により一層努め、快適で楽しい本との出会いの場を提供します。さらに総合的な学習支援も含めた子どもの「知る意欲」を育てる資料の充実にも努めていきます。

また、保護者のための子どもの本に関するコーナーや子ども向け情報コーナー等も設置し、子どもの読書に関する情報を提供していきます。

イ おはなし会・展示会など各種行事の開催

各市立図書館では、毎週のおはなし会の他に、人形劇や映画会などを開催していますが、子どもの読書の啓発を図るため、子どもに薦めたい本の展示や講演会など、子どもと本が出会える楽しい機会をより一層提供していきます。

ウ 子どもへの選書支援

乳幼児期からの読書の大切さや子どもとともに楽しむ絵本の選び方などを、保護者に理解してもらうため、リーフレット「えほんだいすき」の配布を行っています。さらに子どもの年齢に合わせた推薦本のリストなど読書啓発資料を作成し、配布していきます。

エ 専門的職員の配置・ボランティア活動支援

子どもに対する図書館サービスを展開していくため、子どもに的確に資料を提供でき、読書に関する相談をうけることのできる司書、図書館職員を配置し、専門的な知識・技能の研修を行っています。

また、必要な知識・技能等を有する市民のボランティア活動を積極的に支援し、ボランティア活動の場や機会を提供していくことで、子どもが自由に安心して楽しめる読書環境を広げていきます。

オ 学校との連携

子どもの読書活動の推進には、市立図書館と学校との連携を欠かすことができません。学校との連絡体制をより強化し、互いに役割を補い合うことで、豊かな読書環境の提供を目指していきます。そのために、子どもの読書活動に関する検討や協議、子どものニーズの把握など、学校と市立図書館が協力して新たな事業に取り組んでいきます。また、学校支援担当職員による、総合的な学習の支援、職場体験学習への協力や資料の団体貸出、学校図書館研修などへの講師派遣など一層の交流を促進していきます。

さらに図書館コンピュータシステムを活用した、学校図書館の電算化を推進し、学校図書館の利便性の向上に協力していきます。

カ 関係機関・団体等との連携・協力

保育園、幼稚園の他、関係機関と連携し、また、各区の子育て支援事業に協力し、子どもの読書習慣形成の基礎になる読書環境を整備していきます。

さらに、保育園、幼稚園、学校の活動や授業支援、学校図書館、地域家庭文庫等への資料支援を含めた、子どもの読書全般を支援するシステムを今後構築していきます。

キ 外国人の子どもや帰国児童生徒、障害のある子ども等の読書活動への支援

地域に居住する外国人の子どもや帰国児童生徒等へのサービスを充実するため、外国語資料の収集を進め読書活動を支援していきます。また、障害のある子どもへのサービスとして、必要な資料を収集、提供していきます。さらに、来館が困難な子どもたちへも郵送サービス等を行い、子どもの読書環境の整備や情報の提供に努めていきます。

ク 県立図書館や県内公立図書館との連携

神奈川県内公立図書館ネットワーク等を活用し、県立図書館や県内公立図書館と連携し、子どもの読書活動の推進について、情報交換を行っていきます。

(2) 子育て支援にかかわる施設等における子どもの読書活動の推進と具体的方策

子育て支援事業において、保健福祉センターや子育て支援センター、幼児教育センターや子育て広場などが大きな役割を果たしてきています。このような子育て支援にかかわる施設における子どもの読書活動も大切です。保育園(無認可保育園や子育てサークル、自主保育グループや小児科の病院を含む)、幼稚園、市民館等とも連携を図りながら、子どもの読書活動を推進していきます。

具体的には、各センターや広場での子どもの本の講座や子育てグループによる読み聞かせ、さらに市民館等で実施されている母親学級や家庭教育学級などにおいて読み聞かせや絵本の紹介等、子どもの読書活動を啓発する機会を充実させていきます。

また、こども文化センター、わくわくプラザなど、子どもの健全育成にかかわる施設においても読書環境を整えていくよう支援をしていきます。

(3) 市民ボランティアや民間団体等における子どもの読書活動の推進と具体的方策

市民ボランティアや民間団体等による子どもの読書活動の推進に対して、さまざまな支援を行っていきます。

具体的には、市立図書館や学校図書館などにおいて市民ボランティアへの研修会や子どもの読書活動推進のための場や機会の提供を行っていきます。

また、地域家庭文庫、私設図書館等との人的、資料的な交流を促進し、さまざまな読書にかかわる団体等との連携を図り、子どもの読書活動を推進していきます。

(4) 「かわさき読書の日」を中心とした子どもの読書活動の推進と具体的方策

子どもの読書習慣を確立するためには、読書活動についての啓発活動を継続的に行う必要があると考えます。そのために、「かわさき読書の日」を中心に、関係機関においてそれぞれ特色ある読書活動の推進を積極的に展開していきます。

ア 啓発イベント等の開催

「かわさき読書の日」を中心に、市民ボランティアなどの市民団体と連携して川崎らしい読書活動推進のための啓発イベントを開催していきます。

イ 優れた取組の奨励

読書活動の推進にかかわる特色ある優れた取組を紹介していきます。特に優れた実践を行っている学校、図書館、市民団体及び個人に対して表彰等を行い、その取組の奨励を図っていきます。

ウ かわさき読書週間の設定

「かわさき読書の日」をはさんで前後2週間程度を「かわさき読書週間」として位置付け、特色ある読書活動の取組が展開されるように働きかけていきます。

3 学校における子どもの読書活動の推進

(1) 子どもの読書習慣の確立と読書指導の充実

子どもの読書活動については、さまざまな意義がうたわれていますが、大切なことは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校において、一人一人の個性や発達段階に応じた読書習慣を確立することです。そのためには、児童生徒が本に接するための様々な場面が求められます。例えば、全校児童生徒が一齐に本を読む朝読書の実施や、教科学習における読書指導、総合的な学習の時間における資料の活用などに、各学校の実態や特色に応じた取組が求められます。読み聞かせや読書発表会、調べ学習などを積極的に盛り込んだ指導計画の作成に努めます。

また、情報を収集し活用するための読書活動では、小学校の情報教育研究会や中学校の教育研究会図書館部会と連携協力して研究に取り組み、その成果を広めていきます。

さらに、子どもに読ませたい本の選定や子ども自身によるポスターや標語作成など読書活動を啓発する活動に取り組んでいきます。

(2) 学校図書館の役割と整備・充実

学校図書館は児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには、地域の情報収集や地域への情報発信の場として、今後の役割が期待されています。

児童生徒に対しては、想像力を培い学習に対する興味・関心等呼び起こすなど、豊かな心を育む「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、資料収集などに寄与する「学習情報センター」としての機能を果たすことが求められています。

地域に対しては、児童生徒の場合と同様、「読書センター」「学習情報センター」としての機能の他、市立図書館と連携しながら地域における情報収集及び発信の拠点としての機能を果たすことが、今後求められてきます。そのための市立図書館との連携の在り方についての研究を深めていきます。

ア 施設・設備の充実

学校図書館の果たす「読書センター」「学習情報センター」の二つの機能を十分に発揮させるためには、それぞれの機能に見合ったスペ

ースの確保及び環境整備に努めなければなりません。そのために、学校図書館の現状の把握を早急に行い、それぞれの学校の教育課程や要望に応じた施設・設備の充実を図っていきます。

特に、「学校図書館システム」を活用した図書の貸し出し返却に関しては、全ての学校に導入が図れるよう努めていきます。

イ 図書資料等の計画整備・充実

子どもの読書活動の推進にあたっては、児童生徒が手にする図書館資料の整備・充実が最も重要なことの一つにあげられます。新旧資料の計画的な入れ替えを図りつつ、「学校図書館図書標準」を達成するように努めていきます。

さらに、「学校図書館システム」導入による図書資料のデータベース化を図り、各種資料や情報等の共同利用や資料の計画的共同購入、相互貸借の可能性について検討をしていきます。

ウ 司書教諭・図書館コーディネーター・図書ボランティアによる読書活動の推進

「学校図書館は人がつくる」とも言われています。学校図書館にかかわる人には、司書教諭、図書館担当者を始めとして、図書館コーディネーターや図書ボランティア、保護者や地域の人々がいます。

それぞれの役割を明確にし、連携を図りながら機能的な学校図書館運営をしていく必要があります。

司書教諭については、2003年度（平成15年度）より12学級以上の学校に配置することが義務付けられていますが、12学級にこだわらず、全学校に配置できるよう発令の促進に努め、一人でも多くの教員が司書教諭の資格を取得できるよう支援していきます。また、司書教諭の実質的な業務活動を検討し、司書教諭として本来の役割が発揮できるよう支援していきます。

さらに、2003年度（平成15年度）より導入された図書館コーディネーターも、今後の読書活動推進の重要な役割を担っています。今後、学校図書館をより活性化させ読書活動を推進するために、司書教諭とともに、図書ボランティアや児童生徒の図書委員等に対し、各学校に応じた学校図書館の運営や読書活動を推進するための的確な助言ができるよう、研修などにより図書館コーディネーターの資質を高めていきます。今後は、司書や司書教諭などの有資格者の登用や公募についても検討していきます。

図書ボランティアについては、近年一段と活動意欲や内容が高まり充実してきており、組織化されているところもあります。

多くのボランティアが導入されている小学校での活動には、各学校の特長を生かした様々な取組があります。今後さらに学校との連携を深め、ボランティア間の研修や交流などを進めていきます。

また、中学校への図書ボランティア導入については、各学校の実態に応じたボランティアの在り方を検討し、より一層の導入を図っていきます。聾・養護学校への図書ボランティア導入についても、今後検討を図っていきます。

さらに、司書教諭や図書館コーディネーター及び図書ボランティアを対象とした研修会を開催して、それぞれの役割の明確化、交流、連携を図ると同時に、学校図書館ガイドブックの活用によって、一層効果的な活動ができるよう支援していきます。

エ 図書委員会等における児童生徒の活動の活性化

学校図書館にかかわる人として、児童生徒の図書委員は欠かせないものです。貸し出しや返却、書架の整理、図書紹介や図書便りの発行、図書室の環境整備等、学校における読書活動の充実には、図書委員の役割が非常に大きくかかわってきます。

図書委員会の活動がより一層活性化するよう小学校情報教育研究会及び中学校教育研究会図書館部会等で他校の優れた取組に学ぶ機会を設定し、情報交換できるよう支援していきます。

オ 学校図書館ガイドブックの活用

学校図書館は、学校における施設や設備並びに児童生徒の実態を踏まえながら、各学校の創意工夫によって運営されるものです。学校図書館教育計画を始めとして、読書指導の重点、年間指導計画が整備され、それをもとに指導運営を進めている学校もあります。

しかしながら、現在の学校図書館をみると、各学校に差異があり、十分に機能しているとは言えない現状にあることも事実です。

このような現状を踏まえ、各学校の創意工夫ある活動を充実発展させるために、読書活動の内容、環境整備、学校教育にかかわる人の役割など、学校図書館運営の指針を示す必要があると考えます。

そこで、学校図書館運営に関するガイドブックを作成し、各学校に配付し、積極的な活用を働きかけていきます。

カ 学校図書館の有効活用

これからの学校は、家庭や地域で施設を有効に活用していくことが求められています。具体的には「かわさき読書週間」期間中や休業日に、学校の教育活動に支障のない範囲で学校図書館を開放するなど、家庭や地域に根ざした活用を目指し、そのために必要な条件整備などについて検討していきます。

(3) 幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進

乳幼児期における読書経験は、その発達段階から、まずは“大人による読み聞かせ”という形で経験します。“読み聞かせ”は、読書への導入の大切なひとつではありますが、単なる読書の前段階とは異なった意味と重要性があります。

現代の子どもたちは、生まれながらにして、テレビやビデオなどに囲まれて育っています。これらのメディアから流れてくる情報は大変多様ではありますが、子どもは常に「受け取る側」であるという特質があります。これに対し“読み聞かせ”の世界では、読み手と聞き手相互の間で、言葉を介したやり取りが生まれます。読み手のぬくもりや鼓動、声の響きやリズムなどが伝わり、一つの世界を共有して楽しむという時間が流れるのです。また、そのことが親(大人)に受け入れられたという経験の一つとなり、親(大人)への信頼感を培う元にもなるのです。乳幼児期の最も大切な課題が、人への愛情や信頼感を育むことであるとすれば、絵本の読み聞かせは、大変大きな意味をもっていると考えられます。

ア 保護者等との交流

保護者に乳幼児期の発達課題や読み聞かせの大切さを伝え、発達に応じた絵本の紹介をしたり、子どもと一緒に読み聞かせを体験したりする機会を増やします。

また、関係者を対象に、絵本の読み聞かせの意義を再認識するための研修会を設定します。

イ 中学生・高校生等との交流

職場体験学習などにより、乳幼児と中学生・高校生等との交流の場を持ち、中学生・高校生と乳幼児が絵本の読み聞かせの楽しさを共有できる機会を増やしていきます。

ウ 図書資料の充実

各施設における図書コーナー等の充実に努めていきます。

(4) 障害のある子どもや外国人の子ども等への読書活動の支援

障害のある子どもや外国人等の子どもが積極的に読書活動に取り組むことができるよう、学校図書館に図書コーナーや世界各国の本のコーナーを設置したり、ボランティアによる少人数への読み聞かせを計画的に行ったりするなど、特色ある読書活動の推進を働きかけていきます。

(5) PTA など学校関係者への支援

子どもの読書活動にかかわる機関として学校の果たす役割の大きさは、言うまでもありません。

しかし、現在様々な教育活動が展開される中、読書活動の推進に関する取組に差異があることも否定できません。子どもの読書活動の推進の取組を一層充実させるため、PTA などの会合や各研究会などにおいて、先進的な取組に関する情報交換や研究協議などを積極的に行い、PTA をはじめとする学校関係者の読書活動の推進に対する意識が高まるよう働きかけていきます。

4 啓発広報活動の推進

(1) 「子どもの読書の日」と「かわさき読書の日」を中心とした啓発広報の推進

子どもの読書活動の推進にあたっては「子ども読書の日」(4月23日)を中心とする前期と、「かわさき読書の日」(11月第1日曜日)を中心とする後期とに1年間を大きく分けることができます。そこで、それぞれの読書の日をはさみ、関係機関が特色ある読書活動推進の情報を提供し、成果を紹介する啓発広報活動を推進していくよう働きかけます。

(2) 「読書のまち・かわさき」通信による継続的な啓発広報の推進

これまで発行してきた「読書のまち・かわさき」通信をより一層充実

発展させ、市のさまざまな子どもの読書活動推進に関する情報を関係機関を通して市民に広く紹介していきます。

(3) さまざまな啓発広報

市政だより、新聞各紙、地域情報誌、ラジオなど、さまざまな報道機関等の協力を得て、啓発広報を推進していきます。また、事業所などにもご協力いただき、民間活力を生かした取組を進めていきます。

第3章 川崎市における子どもの読書活動の推進体制

「読書のまち・かわさき」事業を発展させ、市民と行政が一体となって、子どもの読書活動推進に努めていきます。

1 子ども読書活動連絡協議会の設置

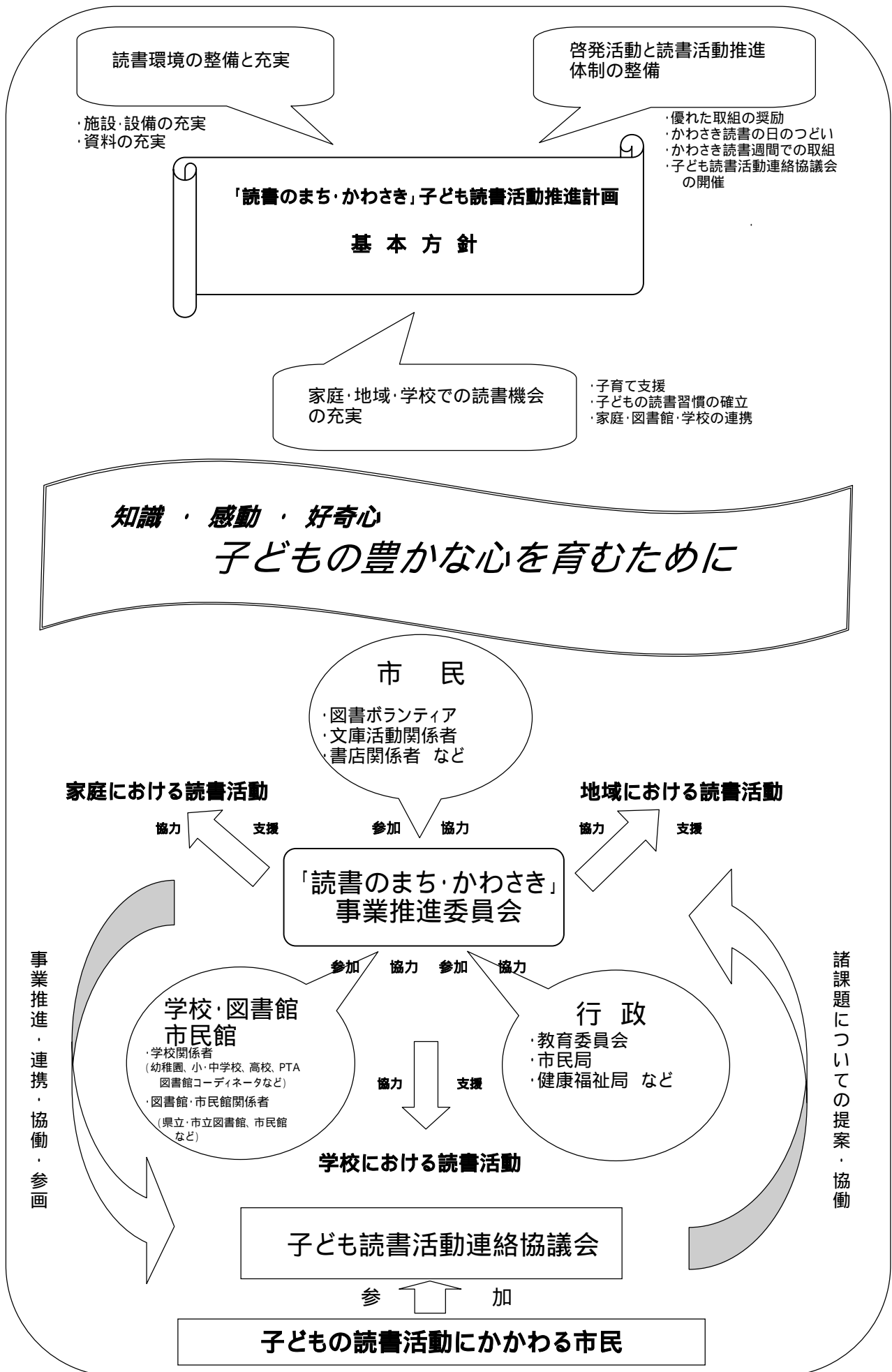
この「読書のまち・かわさき」子ども読書活動推進計画は、18歳以下の子どもを対象にした読書活動推進の計画施策です。

今後、この計画に基づく施策の推進を図るために、「読書のまち・かわさき」事業推進委員会では、家庭・地域・学校の子どもの読書活動にかかわる関係者などにより、子どもの読書活動について諸課題を協議する「子ども読書活動連絡協議会」を設置し、市民の声を広く聞き、情報収集に努め、子どもの読書活動を推進していきます。

2 市立図書館と学校図書館との連携会議

各区の市立図書館において、市立図書館と学校図書館担当者との連携会議が開催されています。「読書のまち・かわさき」事業推進委員会では、会議の成果を生かしていけるよう支援していきます。

読書のまち・かわさき子どもの読書活動推進計画イメージ図



読書環境の整備と充実

- ・施設・設備の充実
- ・資料の充実

啓発活動と読書活動推進体制の整備

- ・優れた取組の奨励
- ・かわさき読書の日のつどい
- ・かわさき読書週間での取組
- ・子ども読書活動連絡協議会の開催

「読書のまち・かわさき」子ども読書活動推進計画

基本方針

家庭・地域・学校での読書機会の充実

- ・子育て支援
- ・子どもの読書習慣の確立
- ・家庭・図書館・学校の連携

知識・感動・好奇心

子どもの豊かな心を育むために

市民

- ・図書ボランティア
- ・文庫活動関係者
- ・書店関係者 など

家庭における読書活動

協力 支援

地域における読書活動

協力 支援

「読書のまち・かわさき」事業推進委員会

参加 協力 参加 協力

学校・図書館
市民館

- ・学校関係者
(幼稚園、小・中学校、高校、PTA
図書館コーディネータなど)
- ・図書館・市民館関係者
(県立・市立図書館、市民館
など)

行政

- ・教育委員会
- ・市民局
- ・健康福祉局 など

学校における読書活動

協力 支援

事業推進・連携・協働・参画

諸課題についての提案・協働

子ども読書活動連絡協議会

参加

子どもの読書活動にかかわる市民

「読書のまち・かわさき」事業の経過

平成12年度

【事業推進委員会・ワーキンググループによる会による事業推進】

- ・ 事業推進委員会において「読書のまち・かわさき事業要項」施行
- ・ 啓発事業(講演会・シンポジウム)開催
- ・ 通信活動(「読書のまち・かわさき通信」発行 第1号～第4号)

平成13年度

【事業推進委員会・ワーキンググループによる会による事業推進】

- ・ 図書相談員の拠点校パートナー校配置(13名)
- ・ 研修会開催(学校図書相談員・学校図書ボランティア)
- ・ 市立図書館との連携事業
市立学校と市立図書館の連携に関する要項作成(平成14年1月1日から施行)
- ・ 通信活動(「読書のまち・かわさき通信」発行 第5号～第8号)

平成14年度

【事業推進委員会・ワーキンググループによる会による事業推進】

- ・ 学校図書相談員の各区2名配置
- ・ モデル校3校決定(西御幸・中原・南生田小学校)
- ・ 研修会開催(学校図書ボランティア)
- ・ 読書普及講演会
- ・ 通信活動(「読書のまち・かわさき通信」発行 第9号～第12号)
- ・ 「かわさき子ども読書週間」の位置づけ(10月27日～11月9日)

平成15年度

【事業推進委員会・ワーキンググループによる会による事業推進】

- ・ 事業推進委員会において「子ども読書活動推進計画」策定作業開始
- ・ 図書館コーディネーターの配置
- ・ 研修会開催(学校図書ボランティア・図書館コーディネーター)
- ・ 「かわさき読書の日」のつどい開催
- ・ 事業推進委員会において「子ども読書活動推進計画」草案検討
- ・ 「子ども読書活動推進計画案」についてパブリックコメント聴取
- ・ 通信活動(「読書のまち・かわさき通信」発行 第13号～第18号)
- ・ 事業推進委員会において「子ども読書活動推進計画」策定

「読書のまち・かわさき」事業要項

(趣 旨)

第1条 学校図書館の活性化、公共図書館との連携、地域に開かれた学校図書館のあり方等を研究することによって、子どもの豊かな心と自ら学ぶ力を育むための「読書のまち・かわさき」事業を行う。

(目 的)

第2条 子どもの夢や想像を広げ、感性や表現力を高め、自ら考え、健やかに生きる力を育むことができる等、読書の意義を踏まえ、川崎らしい魅力的な読書活動の充実と図書館づくりを推進する。

(事業内容)

第3条 「読書のまち・かわさき」は、学校、公共図書館との連携を図り、次の事業を行うものとする。

- (1) 学校図書館の活性化、情報化を推進する。
- (2) 学校図書館と公共図書館との連携のあり方の研究
- (3) 地域に開かれた学校図書館のあり方の研究
- (4) その他の目的達成に必要な事業

(委員会)

第4条 この事業を進めるため「読書のまち・かわさき事業推進委員会」(以下「委員会」という)を置く。

(委員会の組織等)

第5条 委員会の組織、運営、その他必要な事項は別に定めるものとする。

(その他の事項)

第6条 この要項によるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 この要項は、平成12年9月6日から施行する。

「読書のまち・かわさき」事業推進委員会設置要項

（趣旨）

第1条 この要項は「読書のまち・かわさき」事業要項第4条の規定に基づき、「読書のまち・かわさき事業推進委員会」（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌業務）

第2条 委員会は次の業務を所掌する。

- （1）事業要項第3条（1）～（3）について調査研究する。
- （2）その他、目的達成に必要な事業

（組織）

第3条 次の委員によって委員会を組織する。

- （1）学識経験者
- （2）学校関係者
- （3）社会教育関係者
- （4）行政関係者

（会長・副会長）

第4条 委員会に会長1名及び副会長2名を置き、委員の互選により定める。

（会議）

第5条 会長は会議を招集する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。

（ワーキンググループ）

第6条 委員会の業務及び実践上の諸問題について協議するため、ワーキンググループを設けることができる。

- 2 ワーキンググループは、次の各号に掲げる機関の関係者で組織する。

- （1）市立学校
- （2）市立図書館
- （3）社会教育関係
- （4）教職員組合
- （5）教育委員会（指導課・生涯学習推進課・総合教育センター）

（事務局）

第7条 委員会の庶務を担当するため事務局を学校教育部指導課、生涯学習推進課に置く。

（その他の事項）

第8条 この要項によるものの他、必要な事項は、委員会が定める。

附 則 この要項は平成12年9月6日から施行する。

「読書のまち・かわさき」事業推進委員名簿(平成 15 年度)

氏 名	所 属 ・ 職
江頭 秀夫	学識経験者 生涯学習事業団参与
佐藤 凉子	学識経験者 明治大学講師 NPO法人「図書館の学校」常務理事
金子 文雄	川崎市PTA連絡協議会 副会長
岩井 茂	川崎市子ども会連盟 副連盟長
釜田美津子	幼稚園長教頭会長 (川崎市立生田幼稚園長)
長井 節子	川崎市立小学校国語教育研究会長 (川崎市立西御幸小学校長)
宮内 玲	川崎市立小学校情報教育研究会長 (川崎市立稗原小学校長)
青木 幸夫	川崎市立中学校図書館研究会長 (川崎市立王禅寺中学校長)
築部 敬彦	読書活動推進モデル校 (川崎市立中原小学校長)
大瀧 正弘	読書活動推進モデル校 (川崎市立南生田小学校長)
花道 徹	教職員代表 川崎市教職員組合教文部長
西野 一夫	川崎市立中原図書館長
清水 重幸	川崎市立中原市民館長
近藤 義晴	市民局青少年育成課長
清水 敬子	健康福祉局保育運営課主幹
寺内 藤雄	川崎市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課長
竹田 文夫	川崎市教育委員会学校教育部指導課長
白井 理	川崎市総合教育センター教科教育研究室研修指導主事
山田 義弥	川崎市総合教育センター生涯学習研究室研修指導主事

「読書のまち・かわさき」子ども読書推進計画

～ 知識・感動・好奇心 ～
子どもの豊かな心を育むために

平成16年4月
川崎市教育委員会
「読書のまち・かわさき」事業推進委員会